

第4章 交通安全対策の推進

1 重点対策

(1) 高齢者・子どもの交通安全の確保

高齢者の交通事故を防止するため、歩道や分かりやすい標識など道路交通環境を整備するとともに、自己の身体能力を正しく理解できるよう、参加・体験・実践型の交通安全教育を推進します。

さらに、ドライバーや自転車利用者などが、高齢者に配慮した通行を心がけるよう、高齢者以外の世代に対する交通安全教育を推進します。

また、子どもの交通事故を防止するため、参加・体験・実践型の交通安全教育や、通学路における歩道等の整備を引き続き推進します。



(2) 自転車・歩行者の交通安全の確保

自転車利用者に対する交通安全教育・啓発の推進により、交通ルールを遵守させ、自転車利用者の交通事故を防止するとともに、自動車や歩行者と自転車利用者の共存を図るため、自転車レーン等の自転車通行空間の整備を進めます。

また、歩行者の交通事故を防止するため、歩行中の事故類型に即した交通安全教育等や生活道路の歩道整備等を推進します。

(3) 交通事故が起こりにくい環境づくり

交通事故の発生場所で最も件数の多い交差点での交通事故を防止するとともに、物流を阻害し、大気汚染等の原因ともなる交通渋滞を解消するため、幹線道路網の整備、交差点の改良及び信号機等の整備を推進します。

加えて、今後新たな商業施設や道路の開発が進められ、人の出入りが多くなり、自家用車の利用が増大することによる交通渋滞が懸念されます。そのために、路線バス等の地域公共交通網を充実させ、自家用車の利用抑制にも努めていきます。

また、各季の交通安全運動等を市民総ぐるみで実施し、交通安全意識の醸成を図ります。

2 各分野の目標

(1) 人を中心にした環境にやさしい道路交通環境の整備 ⇒27 ページ

目標

○道路や交通安全施設等を整備し、歩行者等の安全を図る。

主な対策

- 身近な生活道路等における、人に配慮した交通安全対策を推進する。
- 自転車の利用環境を整備し、交通事故防止と交通の円滑化を図る。

(2) 交通安全思想の普及徹底 ⇒41 ページ

目標

○市民一人ひとりが交通社会の一員としての責任を自覚し、交通ルールを身に付け、実践する。

主な対策

- 幼児から高齢者まで、段階的かつ体系的な交通安全教育を推進する。
- 地域ぐるみの自発的な交通安全対策を促進する。

(3) 安全運転の確保 ⇒ 51 ページ

目標

○安全運転の確保を図る

主な対策

- 運転者及びこれから運転免許を取得しようとする者も含めた運転者教育等の充実に努める。特に、高齢運転者に対する教育等の充実に努める。
- 企業・事業所等の自主的な安全運転管理対策や運行管理の充実に努める。

交通事故を防ぐため、
さまざまな施策を推進します。



(4) 道路交通秩序の維持 ⇒55 ページ

目標

- 道路交通の安全と円滑な交通を確保し、ルール無視による交通事故を防ぐ。
- 暴走行為をさせない環境を作る。

主な対策

- 悪質・危険性・迷惑性の高い違反及び、交差点関連違反に重点を置いた交通指導取締りを推進する。
- 関係機関・団体が連携し、地域ぐるみで暴走族追放気運の高揚に努める。

(5) 救助・救急活動の充実 ⇒59 ページ

目標

- 交通事故による負傷者を迅速かつ適切に救護する。

主な対策

- 救急現場または搬送途上において、一刻も早い救急処置等を実施するための体制整備を図る。
- 現場に居合わせた人による応急手当の普及啓発活動を推進する。

(6) 交通事故被害者支援の推進 ⇒65 ページ

目標

- 交通事故被害者等の総合的な支援を推進する。

主な対策

- 交通事故相談窓口の開設や手当等の仕組みの充実を図る。
- 交通事故に備え、保険等への加入促進を図る。

(7) 鉄道・踏切道の安全確保 ⇒ 69 ページ

目標

- 高齢者や障害者等を含めた全ての人が安全に事故なく利用できる、鉄道及び鉄道施設の整備を推進する。

主な対策

- 鉄道交通環境の整備や安全な運行の確保を図る。
- 駅ホームからの転落事故防止等、各種の安全対策を総合的に推進する。
- 踏切道の立体交差化や踏切保安施設の整備等に努める。